第13次佐賀県鳥獣保護管理事業計画改正案

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

1. 狩猟者登録について

	改正前	改正後
第九	その他	第九 その他
1	省略	1 省略
2	狩猟の適正化	2 狩猟の適正化
	狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録	
	数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総	狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録
	合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制	数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総
	する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に	合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制
	応じてきめ細かに実施するものとする。	する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に
	また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や	応じてきめ細かに実施するものとする。
	土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取し	また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や
	つつ、機動的に見直すものとする。	土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取し
		つつ、機動的に見直すものとする。
		(2) 狩猟者登録
		本県で狩猟を行おうとする者の狩猟者登録に際しては、必
		要に応じて法令の遵守及び違反した場合に行政機関の処置に
		同意する旨等を記載した文書の提出を要件とする。

2. 有害駆除の許可について①

改正前	改正後
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
1~4 省略	1~4 省略
5 鳥獣の管理を目的とする場合	5 鳥獣の管理を目的とする場合
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の	(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の
防止の目的	防止の目的
①~③ 省略	①~③ 省略
④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
(ア) 省略	(ア) 省略
(イ) 許可基準	(イ) 許可基準
ア 捕獲等又は採取等の従事者	ア 捕獲等又は採取等の従事者
(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を	(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を
緩和する (B) ~ (E) 以外の場合、次の要件を満たす者と	緩和する (B) ~ (E) 以外の場合、次の要件を満たす者と
する。	する。
(a) 使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者 <u>で、従事す</u>	(a) 使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者 <u>。ただし、</u>
る当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた	<u>銃猟の場合は、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の</u>
<u>者。</u>	<u>狩猟者登録を受けた者。</u>
(b) ~ (e) 省略	(b) ∼ (e) 省略

3. 有害駆除の許可について②

改正前	改正後	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
1~4 省略	1~4 省略	
5 鳥獣の管理を目的とする場合	5 鳥獣の管理を目的とする場合	
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の	(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の	
防止の目的	防止の目的	
①~③ 省略	①~③ 省略	
④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	
(ア) 省略	(ア) 省略	
(イ) 許可基準	(イ) 許可基準	
ア 捕獲等又は採取等の従事者	ア 捕獲等又は採取等の従事者	
(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を	(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を	
緩和する	緩和する	
(a) ~ (d) 省略	(a) ∼ (d) 省略	
(e) <u>佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟</u>	(e) <u>佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟</u>	
友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこ	友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこ	
<u>の限りではない。</u>	<u>の限りではない。</u>	
<u>(i)カワラバト(ドバト)、カラス、スズメ等による生</u>	<u>(i)カワラバト(ドバト)、カラス、スズメ等による生</u>	
活環境に係る被害のため、捕獲等又は採取等の専門業	活環境に係る被害のため、捕獲等又は採取等の専門業	
者が依頼を受けて行う場合	<u>者が依頼を受けて行う場合</u>	
(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係す	<u>(ⅱ)捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係す</u>	
る猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場	<u>る猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場</u>	
<u>合</u>	<u>슐</u>	
(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被	<u>(iii)生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被</u>	
害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合	<u>害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合</u>	

4. 狩猟免許なしで使用できる箱わなのサイズについて

改正前	改正後	
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
1~4 省略	1~4 省略	
5 鳥獣の管理を目的とする場合	5 鳥獣の管理を目的とする場合	
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の	(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の	
防止の目的	防止の目的	
①~③ 省略	①~③ 省略	
④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	
(ア) 省略	(ア) 省略	
(イ) 許可基準	(イ) 許可基準	
ア 捕獲等又は採取等の従事者	ア 捕獲等又は採取等の従事者	
(A) 省略	(A) 省略	
(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受	(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受	
けている者の住宅等敷地内又はビニールハウス敷地、垣・	けている者の住宅等敷地内又はビニールハウス敷地、垣・	
柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小	柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小	
型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト(ドバト)、	型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト(ドバト)、	
カラス、スズメ、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲	カラス、スズメ、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲	
する場合又は卵の採取等をする場合は、次の要件を満た	する場合又は卵の採取等をする場合は、次の要件を満た	
すものとする。なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計	すものとする。 なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計	
<u>が160cm以内のものとする。</u>	<u> が160cm以内のものとする。</u>	
(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない	(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない	
者。	者。	

5. 鳥獣の罠による捕獲について

- 5鳥獣の管理を目的とする場合
- (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的
- ④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
- (イ) 許可基準

<改正前>

		許 可 基 準
許可権限者	鳥獣名	方法
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目 的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲檻
	スズメ類 ・スズメ ・ニュウナイスズメ	銃器・網
市町長	カモ類 ・マガモ ・オナガガモ ・カルガモ ・ヒドリガモ ・クロガモ ・ホシハジロ ・コガモ ・ハシビロガモ ・スズガモ ・ヨシガモ	<u>"</u>
(農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目 的の場合に限る。)	ヒヨドリ	<u>"</u>
	イノシシ	銃器 [※] ・網・わな
	ノウサギ	銃器・網・わな
	以下省略	以下省略

<改正後>

		許 可 基 準
許可権限者	鳥獣名	方法
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目 的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲檻
	スズメ類 ・スズメ ・ニュウナイスズメ	銃器・網
市町長	カモ類 ・マガモ ・オナガガモ ・カルガモ ・ヒドリガモ ・クロガモ ・ホシハジロ ・コガモ ・ハシビロガモ ・スズガモ ・ヨシガモ	<u>銃器・網・わな</u>
(農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	ヒヨドリ	銃器・網
	イノシシ	銃器※・網・わな
	ノウサギ	銃器・網・わな
	ノイヌ、ノネコ	II .
	アライグマ	II .
	タヌキ、アナグマ	II.
	キジバト カワラバト (ドバト)	銃器・網・捕獲艦
	サギ類 ・ダイサギ ・コサギ ・アオサギ	銃器・網
	ニホンザル	銃器・網・わな・捕獲艦
	オスイタチ(シベリアイタチを含む)、マングース	
	ノヤギ、ニホンジカ	銃器 ^{**} ・網・わな
	トビ、オナガ、カワウ、ウソ、タイワンシロガシラ 上記以外の狩猟鳥	銃器・網
知事	上記以外で環境大臣許可に係るものを除く	銃器・網・わな

第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画(第6期)改正案

1. 広域捕獲事業について

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次少数に掲げるが定い改正的方は、「Mショカである。		
改正前	改正後	
6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	
(1)~(3)省略	(1)~(3)省略	
(4) 広域捕獲活動の推進	(4) 広域捕獲活動の推進	
①県内に設置されている「有害鳥獣対策協議会」に対する助成	①鳥獣被害防止特措法に基づき市町から要請があった場合、	
(捕獲報償金など)	調査を実施	
②佐賀県、福岡県、長崎県の3県で組織する「北部九州三県有	②調査の結果、必要に応じて市町と協議・連携	
害鳥獣広域駆除会議」での、一斉捕獲の実施や被害及び捕獲	③個体数調整のための捕獲	
状況等の情報交換		